

国民健康保険（国保） の手続きを忘れずに お願いします

退職・就職したとき

国保加入の届け出

退職などにより、他の健康保険を脱退した場合は、脱退日以後に国保加入の届け出が必要ですが、ただし、退職後も会社の健康保険に継続加入できる制度があります。詳しくは、勤務先の健康保険担当者にお尋ねください。

届け出に必要な物

①健康保険資格喪失証明書：
今まで加入していた健康保険を喪失した証明書

②年金証書：厚生年金や共済年金を受給している65歳未満の方

③運転免許証など、顔写真付きの身分証明書

④委任状：加入する方と別世帯の方が届け出をする場合と
*委任状を必要とする場合と③を持っていない場合、保険証は、書留で住民登録の住所へ送付します。

国保脱退の届け出

国保に加入していて、就職などにより会社の健康保険に

加入した場合は、国保脱退の届け出をしてください。なお、長寿医療（後期高齢者医療）制度に加入する方は、喪失の届け出は必要ありません。

届け出に必要な物

①新たに加入した健康保険証
②今まで使用していた国民健康保険証

③委任状：脱退する方と別世帯の方が届け出をする場合

届け出窓口

国民健康保険課（本庁舎二階）・出張所・連絡所。

引越したとき

市外からの転入・転出の場合、その手続きに合わせて加入・脱退の手続きを行います。それまで使用していた国民健康保険証は、転入日または転出日以後、前住所地の国保担当課に返却してください。

問い合わせ：国民健康保険課
国保資格担当

TEL 224-5836

高等技能訓練促進費 を支給します

経済的に困難な母子家庭の母が、看護師（准看護師を除く）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている場合に、訓練促進費を支給します。

申請には、事前相談が必要です。詳しくはお尋ねください。

対象（すべてに該当する方）

①市内在住の母子家庭の母
②現在、仕事をしている
③児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある
④二年以上の課程を持った前記資格取得のための養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる

支給額：非課税世帯 月額十
万三千円 ▼課税世帯 月額
五万五千円

*ただし、昨年三月三十一日以前に資格取得のための養成機関に入った方は、月額十万
三千円。

支給期間：全課程のうち、最

後の二分の一に相当する期間に対し、十八か月を限度として支給

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821

自立支援教育訓練給 付金を支給します

母子家庭の母が経済的自立を目指すために、教育訓練給付の対象講座を受講した場合に、支払った受講料の一部を支給します。

申請には、事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

対象（すべてに該当する方）

①市内在住で母子家庭の母
②児童扶養手当の支給を受けている方、または同様の所得水準にある方
③雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格のない方

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の二割（上限
十万円・下限四千元）

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821



～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●献血にご協力ください ～ 移動採血車がやってきます ～ 保健総務課・TEL227-5101

4月7日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時。市役所本庁舎前。

●川越福祉センターが閉館しました 商工振興課・TEL224-5934

川越福祉センターは、「西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）」の建設工事に伴い、3月15日で閉館しました。長年のご利用、ありがとうございました。

●平成21年度から労働保険年度更新の申告・納付時期が変わります 商工振興課・TEL224-5934

年度更新の期間は、6月1日(月)～7月10日(金)です。また、年度更新申告書は5月末に送付する予定です。詳しくは埼玉労働局労働保険徴収課（TEL048-600-6203）にお尋ねください。

未来の母親に、産まれてくる子どもたちも私たち……

妊娠中の生活を安心して過ごすための、大切なお知らせです

妊婦健康診査の公費負担が、5回から14回に

妊婦の皆さんが、より安心して妊娠中の生活を送るために、四月一日(水)以降「妊娠届出書」を提出した方は、妊婦健康診査の公費負担回数が五回から十四回に増えます。また、公費で一回負担している超音波検査は、今まで対象が三十五歳以上の妊婦でした。四月一日からは、対象がすべての妊婦に拡大されます。これらにより、基本的な妊婦健康診査の項目について、妊娠中に望ましい回数に公費負担を受けることができます。

三月三十一日(火)以前に母子健康手帳の交付を受け、出産予定日が四月二日(木)以降の方には、受診可能な妊婦健康診査の利用券を郵送します。なお、妊婦健康診査の利用券が使用できない医療機関もあります。詳しくはお尋ねください。

*市外へ転出すると、市が発行した妊婦健康診査の利用券は使用できません。転出先の市区町村で利用券の交付を受けてください。

●妊娠がわかったら、なるべく早く届け出をしましょう

定期的に必要な妊婦健康診査を受け、安心・安全な出産を迎えるために、妊娠がわかったら、なるべく早く届け出をお願いします。届け出は、市民課(本庁舎二階)・出張所・連絡所・本川越駅証明センター・総合保健センターで受け付けています。

また、毎月二十五日発行の広報川越「けんこう」のページでは、妊婦のための講座・教室などのお知らせをしています。この広報の三十一ページをご覧ください

総合保健センター母子保健担当・TEL229-4125



*四月から課名などが変わります。